

事業継続計画(BCP)

社会福祉法人総社福社会
すみれ保育園

目次

- 1 基本方針
 - (1) 目的
 - (2) 災害発生時の初期対応
 - (3) 適用範囲

- 2 災害時役割分担
災害（地震・大雨・洪水・台風・火災など）

- 3 災害発生時の行動
 - (1) 保育中に地震が発生（震度5以上）
 - (2) 保育中に火災が発生
 - (3) 保育中に大型台風・竜巻・大雨・大雪が発生
 - (4) 保育中に河川の氾濫が発生
 - (5) 保育中にJアラートが発生
 - (6) AED及び119番通報について
 - (7) トイレの利用について
 - (8) 給食の提供について
 - (9) ライフラインの確保について
 - (10) 開園時間外に災害が発生

- 4 事業継続に向けて

1 基本方針

(1)目的

本計画は、大規模災害の発生において、本園の利用者（園児、保護者、関係者及び職員）の命を守ることを最優先事項とし、次に施設の状況確認後速やかに保育の継続又は早期再開することを目的とする。

(2)災害発生時の初期対応

ア、利用者・職員及び関係者の安全確保を最優先とする。

イ、園長は、園児の保護者が迎えに来るまで安全に保育し、職員も安全に帰宅させる。

ウ、施設及び設備の安全を確認し、速やかに保育を再開する。速やかに再開できない状況の場合は、概ね1か月以内の復旧を目指す。

(3)適用範囲

本計画は、すみれ保育園に対して適用する。

2 災害時役割分担

災害（地震・大雨・洪水・台風・火災など）発生時の役割

主な役割	役職
災害状況確認（こども夢づくり課・PC・スマホ・テレビ等で情報収集）	園長
施設の被害状況確認（施設内外、1・2階の状況確認）	園長
保育継続、避難所へ避難、休園、降園の判断と連絡	園長
こども夢づくり課へ被害状況の報告	園長
園内放送で園児・職員への避難指示及び災害時引き渡し書類の準備	担当
全園児・職員の避難誘導・確認	担当
各クラスの園児・職員の被害状況・人数確認	担当
園長へ状況報告	主任
各クラスの園児の安全確保	各担任

3 災害発生時の行動

(1) 保育中に地震が発生（震度 5 弱以上）

ア、揺れを感じた場合、園児を安全な場所に誘導し、保育室の扉を開けるなど避難経路を確保しながら、揺れが収まるまで頭を両手で抱える防御姿勢を取るよう指示する。その際、頭上から物が落ちてこないか周囲の状況を確認しながら、園児がパニックにならないよう落ち着いた言動で声がけを行う。

イ、各職員は揺れが収まったら園内放送に従って、第一避難場所の園庭に避難して人数を確認し、主任及び園長に報告する。余震に十分気を配る。

※園庭にいた場合は、危険な場所を避け、揺れが収まるを待ち、人数を確認し、主任及び園長に報告する。

※散歩中だった場合は、主担任の判断で安全な場所に避難し人数確認。揺れが収まったら園に電話連絡し、状況報告をし（繋がらない場合は次のフェーズへ移行）、道路の亀裂や頭上の落下物に注意を払い安全を確保しながら帰園し、人数確認・報告をする。

ウ、園長は被害を確認し、保育の継続か保護者にお迎えを依頼するか判断する。

エ、余震を警戒し、安全な部屋で合同保育を行い、二次被害が起きないように備える。

オ、保護者及び災害時引き渡し申請者が迎えに来るまで園児の安全を確保して保育を行う。帰宅困難な状況になり連絡がこない園児に関しては、迎えが来るまで保育を行う。その際、迎えに来るまで保育する職員と帰宅する職員の判断を園長及び主任が行う。

カ、翌日の保育は園の状況（職員確保）を見て判断し、さくらメールを送信する。メールダウンにより送信できない場合は正面入口に貼紙で内容をお知らせする。

★施設の被害が少なく、電気・ガス・水道のライフラインが活着している場合は通常保育。

★施設の被害は少ないが、電気使用不可の場合、季節によるが給食の提供ができない為、基本的には休園とする。（保護者の希望があれば弁当持参にて保育を行い、延長保育は行わない。）

★施設の被害は少ないが、水道使用不可の場合、トイレ及び給食の提供ができない為、基本的には休園とする。（電気・ガス・水道が復旧するまで休園）

★施設の被害が大きく、ライフラインが全滅の場合、保育が可能になるまで休園とする。

キ、保育の再開は、さくらメールで一斉送信する。こども夢づくり課にも再開の状況を伝える。

ク、震度5 弱未満の場合は、周囲の状況を確認し必要に応じた行動をとる。

(2) 保育中に火災が発生

ア, 火元を特定し、園内の場合は火元の反対側から速やかに第一避難所場所の園庭及び第二避難場所の送迎用園庭に避難させる。同時に火災通報装置ボタンを押し消防署に通報する。

地震後の火災の場合は、避難経路が通れなかったり落下物があったりするので安全を確保して避難する。

イ, 初期消火班が消火器で消火できる場合は速やかに消火する。火の勢いが強い場合は無理せずドアを閉めて避難する。園庭へ避難後、園長へ消火の有無を報告する。

ウ, 消火の有無にかかわらず、消防隊が到着するまで園内へは戻らない。

エ, 雨などが降っている場合は近隣の小学校等園児の避難できる場所を園長が判断する。

オ, さくらメールにて保護者へ避難状況・避難場所を説明し、お迎えを依頼する。

(3) 保育中に大型台風・竜巻・大雨・大雪が発生

ア, あらかじめ大型台風や大雨の予想ができる場合は、休園を [こども夢づくり課](#) に相談する。

イ, 園児を窓ガラスから離れた安全な場所に移動させ、防御姿勢をとる。

ウ, 園長は天気予報を確認し、さくらメールにて保護者へ迎えを依頼する。お迎え中の道路の冠水、増水、強風、積雪など、安全を確保してからお迎えに来てもらう。

エ, 帰宅困難により迎えが来ない園児は、お迎えが来るまで園で待機する。

オ, [こども夢づくり課](#) へ被害状況を報告する。

(4) 保育中に河川の氾濫が発生

ア, 災害情報と警戒レベルを常に確認し、警報レベル4になった時点で保護者へさくらメールにて迎えの連絡をする。全園児の迎えが完了するまで園内にて待機する。

イ, 職員は、食料・トイレの状況・電気・ガスの状況を確認する。

ウ, 園内への浸水、土砂災害のリスクは少ないので子ども達が安心できる雰囲気づくりをしながらお迎えが来るまで保育を行う。

エ, 翌日も大雨等が続く場合は、休園のお知らせをさくらメールにて行う。

(5) 保育中に J アラートが発生

ア, 保育室で保育中の場合は遊戯室へ避難し、職員は保育室のカーテンを閉め窓から離れて低い姿勢になり、頭を抱えて防御姿勢を取る。

イ, 園庭で保育中の場合は、速やかに園舎に避難し（ア）と同じ行動をとる。

ウ, 園外保育中（散歩等）の場合は、近くの丈夫な建物の中に避難する。人がいる建物（学校等）の場合は保育園名を伝え避難することの了承を得る。

エ, 園外保育中（散歩等）で近くに建物がない場合は、物陰に隠れるか地面に伏せて頭を抱え

る防御姿勢を取る。

オ,上記(ウ)(エ)については、安全を確認したら速やかに保育園に電話連絡をして状況を伝える。

(6) AED及び119番通報について

ア,心肺が停止した園児及び保護者または職員を発見した者は、速やかに近くの職員に119番通報することを指示する。

イ,救急隊到着まで、職員は心臓マッサージを休みなく交代で行う。

ウ, AEDが来たならば、機械のアナウンスに従い救命活動を行う。なお、一人で行わず、2名以上で行う。救急車が到着するまで心肺蘇生を繰り返す。

(7) トイレの利用について

ア,地震の場合は、排水管の破損により下水が漏れ出す可能性があるので、建設業者に被害状況を確認してから使用する。

イ,断水の場合は、使用するトイレを限定し、小便是数回まとめて流し、大便是サニタリー一袋などを使いまとめて捨てる。

ウ,大きな地震の後など断水の可能性がある場合は、沐浴層やバケツ等に水を溜めておく。

(8) 給食の提供について

ア,主任栄養士が、給食やおやつの提供状況の確認を行う。

イ,食材の在庫状況、今後の納品状況の確認。

ウ,非常食及び水を日頃から常備し、賞味期限等を確認しておく。

(9) ライフラインの確保について

ア,電気・ガス・水道すべてを確認してから使用する。

イ,電気は、簡易蓄電池を使用し单相100Vのみ短時間にて使用できる。

ウ,水道は、水道水のため断水時はトイレ・給食の提供はできないため、(7)(8)に従う。

エ,ガスは、プロパンガスを使用しているため、残っている分は使用可能

(10) 開園時間外に災害が発生

ア,職員は自身の安全を確認後、安否確認を主任に報告し、主任は園長に全職員まとめて報告する。

イ,園長と主任は、自身及び家族の安全確保後に園の状況確認に向かい、被害状況確認後、保育の継続の有無を職員へLINEで報告し、保護者へはさくらメールで一斉メールを送信する。ただし、夜間移動は危険を伴うため夜明けを待って行動する。

ウ,園児及び保護者の安否確認を行う。実施のタイミングは状況に合わせて検討する。

4 事業継続に向けて

- (1) 施設の状況を確認し、すべてのライフラインが活着ている場合は通常保育を行う。
- (2) 施設の安全が確保されない場合は保育を行わず、状況を保育幼稚園課に報告する。
- (3) こども夢づくり課に報告した後、代替保育のできる場所をこども夢づくり課と共に検討する。
- (4) 災害後に提供する保育の内容を職員会議で決定し、全員が保育の内容を把握した状態で努め、子どもや保護者に丁寧に対応し、安心して通える雰囲気を作っていく。
- (5) 園での保育の有無や代替場所での保育など、保育の方向が決まった時点で保護者へ一斉メールや貼紙にてお知らせする。
- (6) 代替保育中は保育のできる子どもに数に限りがあるので、医療従事者などどうしても出勤しなくてはならない家庭を優先して預かる。
- (7) 給食は、①代替保育先の調理室を使って給食を提供、②別の場所で調理した給食や弁当を提供、③給食の提供はなく保護者が弁当を持参、の中から協議して決める。
- (8) 災害後 72 時間以内に 1 回は職員に休日を与え、家族の安否確認の機会を確保する。精神的に不安定の場合は無理をさせず、落ち着くまで休日を与える。